

四万十ブランド認証ルール実施要領

平成29年1月

公益財団法人四万十川財団

四万十ブランド認証ルール実施要領

1 認証ルール実施要領の制定と運用

- (1) この実施要領は、四万十ブランド認証ルールの適正な運用と制度の信頼性を高めることを目的として制定する。
- (2) この実施要領で使用する字句を次のとおり定義する。
 - ① 「認証ルール」とは、四万十ブランド認証ルールをいう。
 - ② 「認定委員会」とは、四万十ブランド認定委員会をいう。
 - ③ 「財団」とは、公益財団法人四万十川財団をいう。
 - ④ 「事務局」とは、公益財団法人四万十川財団事務局をいう。
 - ⑤ 「認証者」とは、申請者であって商品の認証を受けた者をいう。

2 認証基準

- (1) 原材料の流域内生産について
 - ① 流域内で原材料が生産されていることを証明する書類（様式任意）を提出すること。取引先など第三者から証明を得られる場合は、その責任者が署名、押印した証明書（原本）を提出すること。

なお原材料を申請者自ら生産したり採取、捕獲などしているため、取引先など第三者からの証明が得られない場合は、その理由書（様式任意）を提出して証明書に代えることができる。ただし、その理由書は認定委員会の審査を受けなければならない。
 - ② 流域内で①の原材料が加工されている場合は、その場所及び加工している業者名等（住所、電話番号、代表者名など）を明示すること。この場合も、①と同様に加工している業者等の証明書を提出すること。
- (2) 住所や生産現場について
 - ① 流域内に居住していることを証明できる書類を提出すること。（必須）
 - ② 生産現場の場合は、地図の上でその場所（市町村名地番）を明示すること。
 - ③ 事業所の場合は、商品の製造許可などを受けているときは、その許可証のコピーを、その他適当な証明書がないときは、法人登記簿のコピーなどを提出すること。なお許可証のコピーは余白に「この写しは原本に相違ない」とことと「作成日付」を表示して申請者自ら署名、押印すること。
- (3) 環境保全対策について
 - ① どのような対策に取り組んでいるのか説明できる書類（様式任意）を提出すること。
 - ② 先進的な対策などに積極的に取り組んでいる場合は、その内容をできるだけ詳しく記載した説明書とその対策を撮影した写真を提出すること。
 - ③ 当財団では、認証を受けた事業者の承諾を得て、四万十川を保全するため努力している②の取組みを財団のホームページなどで広報（PR）する。
- (4) 農作物について
 - ① 国や県の認証を受けている場合は、認証書などのコピーを提出すること。その場合は、コピーの余白に「この写しは原本に相違ない」とことと「作成日付」を表示して申請者自ら署名、押印すること。
 - ② 「準じた栽培」については、具体的にどのような栽培をしているのか説明する書類を提出すること。この場合、農業改良普及センターや農協など関係機関の担当責任者の証明が得られるときは、その証明書を必ず提出すること。得られないと

きは、その理由書を提出すること。なおこの理由書には申請責任者が自ら署名、押印すること。

(5) 加工食品について

- ① 日本生活協同組合連合会（〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3丁目29番8号コーププラザ）が食品への使用に問題があると思われるため厚生労働省に対して食品添加物の指定の取り消しを求めている14品目（Zリスト）については、加工食品に使用しないこと。（Zリストはこの項の末尾に掲載）
- ② 加工の工程表、使用添加物リスト及び添加物の使用理由を記載した書類を提出すること。なおこれらの書類には申請責任者が自ら署名、押印すること。

■食品添加物「Zリスト」2000年7月

食品添加物名	用途名	リスト掲載理由
1 食用赤色2号およびアルミニウムレーキ	着色料	ラットで肝臓の疑い
2 食用赤色3号およびアルミニウムレーキ	着色料	ラットで甲状腺癌の疑い
3 食用赤色40号およびアルミニウムレーキ	着色料	原材料のP-クレンジンに発癌性が認められ、不純物として残留する可能性あり。
4 食用赤色104号	着色料	マウスで催奇形性、ラットで胎仔の発育影響
5 食用赤色105号	着色料	マウスで腫瘍原性、ラットで胎仔の発育影響
6 食用黄色4号およびアルミニウムレーキ	着色料	喘息、じんましん、鼻炎などのアレルギー反応
7 食用黄色5号およびアルミニウムレーキ	着色料	アレルギー様過敏反応
8 パラオキシ安息香酸イソブチル	保存料	BHAと同程度の発癌性を示すアレルギーである可能性。皮膚から容易に吸収される。
9 パラオキシ安息香酸ブチル	保存料	
10 デヒドロ酢酸ナトリウム	保存料	ラットやマウスの胎仔に毒性的影響
11 オトフェニルフェノールおよび同ナトリウム	防かび剤	ラットで膀胱癌を生じる。
12 チアベンダゾール（TBZ）	防かび剤	ラットやマウスに対して催奇形性
13 過酸化ベンゾイル	着色料	発癌プロモーター作用がある。
14 臭素酸カリウム	着色料	ラットに対する発癌性が認められている。

3 申請方法

(1) 申請者は、申請された商品についてすべての責任を有する者であること。

- ① 個人（家族）経営の場合は、最終的な責任者
- ② 法人等の場合は、その代表者（代表取締役、社長、理事長など）
- ③ 生産組合等の任意団体の場合は、団体を代表し統括している責任者
- ④ その他責任者が不明確な場合は団体内で協議して決定すること。
- ⑤ ②から④については、登記されている団体にあつては、登記簿のコピーを、その他の団体にあつては代表者を確認するために定款、寄附行為など団体の規定のコピーを提出すること。なおこのコピーは余白に「この写しは原本に相違ない」と「作成日付」を表示して申請者自ら署名、押印すること。

(2) 申請書及び添付する必要がある書類は、「四万十ブランド認証ルール様式集」（様式集）に掲載しているのでその様式を使用すること。

(3) 1年間の生産・販売の計画書については、申請者が既に作成している場合は、

財団事務局の承認を得てその書類を利用することができる。なお作成していない場合は様式集掲載の様式を参考にして作成すること。

- (4) 原材料の流域内生産を証明する書類については、この実施要領「2 認証基準」(1)のとおり。
- (5) 調達が見込めることを説明する書類については、期間は最初の1年間について取引先などの第三者からその証明が得られる場合は、その責任者が署名、押印した証明書(原本)を提出すること。なお証明書が得られない場合は、その理由書(様式任意)を提出すること。
- (6) 申請商品を紹介する書類は、その商品が認定された場合にPRする資料として使用することはもとより、ホームページやマスコミなどへの情報提供などに活用するため、商品のお買い得情報などを分かり易く簡潔に記載すること。
- (7) 商品サンプルについては、1個当たりの価格が高額な場合やサイズが大きく、相当な重量物である場合などは、商品カタログや商品の写真で代用できる。

4 審査と通知

- (1) 認証者に送付する書類は、「認証契約書」「四万十川との約束」及び「辞退届」の3種類とする。
- (2) 認証の認められなかった申請者は、他の商品の申請を行うことは差し支えないこと。

5 認証契約の締結

- (1) 認証契約書及び四万十川との約束への署名については、申請者自身の署名が必要であること。
- (2) 「四万十川との約束」については、生産現場や商品の販売場所などで掲示して四万十ブランドの認証を受けていることをPRすること。なお認証された商品(認証品)の売り場にこれを掲示している場合は、その状況を撮影して写真を1枚提出すること。

6 認証シール等の管理方法

- (1) 認証ルールの「11 現地調査」により、当財団は認証品の生産現場の実態調査を随時行うこととしており、この調査に際しては認証者はこの受払簿を必ず提示すること。
- (2) 基本的には、認証された申請数のシールを無償で配付する。ただし、財団保有のシール残数に余裕のない場合は、認証者自身に制作を依頼するときがある。
- (3) 契約を満了した認証者は認証シールの残数を財団理事長に返却する。

7 認証契約内容の変更

- (1) 契約内容を変更しようとする認証者は届出の必要な書類を様式集から選択し、必要事項を記入して期日までに財団事務局あてに提出すること。
- (2) 契約内容の変更等の必要があると分かった認証者には、財団事務局から認証者あてに期日を定めて通知するので、その期日までに必ず届け出ること。
- (3) (2)の期日までに届け出がない場合は、財団理事長から期日を定めて督促する。この督促に理由なく従わない場合は、契約を一方的に破棄されても異議の申立ができないこと。
- (4) 認証ルール「商品名等の変更」(2)の「軽微なもの」の判断は当財団で行うため、財団事務局に変更内容を問い合わせ必ず確認すること。

8 事故等への対応

- (1) 事故等の発生の事実が分かった認証者には、財団事務局から認証者あてに期日を定めて報告書の提出を求めるので指定された期日までに提出すること。
- (2) (1)の期日までに提出がない場合は、財団理事長から期日を定めて督促する。この督促に理由なく従わない場合は、契約を一方的に破棄されても異議の申立ができないこと。

9 現地調査

- (1) 現地調査を請求する認証者には財団事務局から認証者あてに期日を定めて受入の可能な日時の報告を求めるので指定された期日までに報告すること。
- (2) (1)の期日までに調査受入の可能な日時の報告がない場合は、財団理事長から期日を定めて督促する。この督促に理由なく従わない場合は、契約を一方的に破棄されても異議の申立ができないこと。

10 認証の取り消し

- (1) 取消通知者は、認証ルール「12 認証の取り消し」(3)の取消処理が完了したときは、指定した期日まで報告すること。
- (2) 定められた期日までに(1)の報告がなく、またその処理が行われていないことが判明した場合は、認証制度の信頼性を確保するためその事実を財団ホームページで公表する。
- (3) (2)の公表により取消通知者及びその取引関係先等において経済的な損害その他の不測の損害が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (4) 認証取消の審査の日時、場所等については、審査日から少なくとも2週間前までに通知するので、出席する意思のある取消通知者は審査日の前日までに財団事務局に連絡すること。

11 認証の更新

- (1) 財団事務局は、有効期間が残り3カ月となった認証者に文書で通知する。また、残り2カ月となった認証者には電話、FAX等で改めて連絡する。
- (2) 更新を受けたい認証者であって、1カ月前までに申請書を提出できない場合は、その理由を事前に財団事務局まで届け出ること。

12 認証者協議会の設置

- (1) 協議会を運営するための規約を設ける。
- (2) 協議会の事務局は、当分の間は財団事務局が担当する。
- (3) 負担する経費は、会議費(会場費、資料代など)とする。

13 認定委員会委員等の責務

- (1) 認定委員会で配付した資料及び財団事務局での文書管理は厳正を期すこと。
- (2) 財団事務局では、認証に関して流域市町村へ情報提供を行う場合は、その取扱いについて特に注意するよう依頼すること。

14 その他

- (1) 「四万十ブランド認証ルール様式集」を財団ホームページで公開する。
- (2) 「認証制度に関する質疑応答集(Q&A)」を作成し(1)と同様に公開する。

(3) 認証ルール及び様式集や質疑応答集が必要な生産者には、財団事務局からその一式を郵送する。